

生駒市条例第14号

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「消防団長は」を「消防団長（以下「団長」という。）は」に、「消防団長以外の消防団員」を「団長以外の団員」に、「消防団長が」を「団長が」に改める。

第5条第1項第3号中「消防団員」を「団員」に改める。

第8条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。

3 団員が災害、警戒、訓練及び広報、指導等の職務に従事する場合には、別表第2に定める出動報酬を支給する。

第13条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第14条を次のように改める。

（費用弁償）

第14条 団員が公務のため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給するものとし、その額は、一般職に属する職員で常勤のものによる。

第15条第1項及び第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第4項中「、副機関員手当及び費用弁償は、」を「及び副機関員手当は」に改め、「翌月に」の次に「支給し、費用弁償はその旅行の都度」を加え、同項ただし書を削る。

別表第1中「報酬」を「年額報酬」に改める。

別表第3を削り、別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条関係）

出勤報酬

災害の場合	1回につき	4,500円
警戒の場合	1回につき	3,000円
訓練の場合	1回につき	3,000円
広報、指導等の場合	1回につき	2,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条から第15条まで及び別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に従事した職務及び公務のためにした旅行について適用し、同日前に従事した職務及び公務のためにした旅行については、なお従前の例による。